

特養あいぜんの里指定短期入所生活介護  
(指定介護予防短期入所生活介護) 事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清風会が開設する特養あいぜんの里指定居宅サービス事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護(指定介護予防短期)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員又は介護職員、栄養士又は管理栄養士、機能訓練指導員及びその他の従業者(以下「職員」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、職員は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特養あいぜんの里指定居宅サービス事業所
- (2) 所在地 釜石市大字平田第2地割51番地7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 所長(管理者) 1人(常勤兼務)  
事業所の職員の管理及び業務の一元的管理
- (2) 医師 1人以上(非常勤兼務)  
利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導

- (3) 生活相談員 1人以上(兼務)  
利用に係る事務手続き、サービス調整、利用者の処遇に関すること、苦情や相談等の窓口業務
- (4) 看護職員 3人以上(兼務)  
利用者の診察補助、健康管理、看護並びに保健衛生管理
- (5) 介護職員 24人以上(兼務)  
利用者の日常生活の介護、余暇支援
- (6) 機能訓練指導員 1人以上(兼務)  
日常生活を営むのに必要な機能の改善又は減退の防止のための訓練
- (7) 栄養士又は管理栄養士 1人以上(兼務)  
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (8) 事務職員 必要数おくことができる(兼務)  
必要な事務
- (9) 調理員 業務委託((株)ニッコトラスト)  
給食調理業務
- (10) その他の従業者 必要数おくことができる

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 併設利用型 20人(介護予防5人以内、多床室20人)
- (2) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員50人以内(多床室14室、従来型個室15室)

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (3) 日常生活を送る上で必要な機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 相談援助
- (7) レクリエーション行事

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次

の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道 20 キロメートル未満 1,840 円(片道)

(2) 実施地域を越えた地点から、片道 20 キロメートル以上 2,210 円(片道)

3 その他の費用として事業所は前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、利用した居室に応じてその認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。

食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と 1 日合計食事金額とのどちらか低い額とする。1 食あたりの額は、重要事項説明書に記載する。

(1) 滞在費（基準費用額） 多床室 855 円 従来型個室 1,171 円

(2) 食費（基準費用額） 1,445 円

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用  
行事食 実費

(4) 理美容代  
実費

(5) その他日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが  
相当と認められるもの

教養娯楽費等 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。

なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得ることとする。

5 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

(緊急時等における対応方法)

第 7 条 職員は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。また、必要に応じ市町村に報告しなければならない。

3 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、釜石市、大槌町の区域とする。

(サービスの利用規約)

第9条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供にあたっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して重要事項、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用契約を締結するものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所は、利用者に対して利用にあたっての以下の留意事項について事前に説明し、利用者はこれに従いサービスを利用するものとする。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 敷地内での喫煙及び指定された場所以外での火気の使用をしない。
- (3) ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等職員又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行動をしない。
- (4) 宗教活動、政治活動、営利活動、習慣等により自己の利益のために他者の権利、自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりしない。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害することはしない。
- (6) 故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すことをしてはならない。故意又は重大な過失により破損等をした場合には、利用者が自己の費用により原状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。
- (7) 決められた以外の物の持込はしない。
- (8) その他の入所生活上の規則は併設されている介護老人福祉施設の規則に従うとともに利用者相互の親睦に努めるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、地震等の災害に対処する具体的な計画を作成し、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難、救出その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、その提供したサービスについて市町村並びに国民健康保険団体連合会からの照会、調査等に協力するとともに、市町村並びに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催（テレビ電話装置等の活用可能）するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に当該職員又は養護者による虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに市町村へ報告するとともに、当該職員による事案の場合には、速やかに再発の防止策を講じるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第 14 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、職員の質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、事業所内で感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、職員に年一回以上の健康診断を受診させるものとする。

6 事業所は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくはファイル等の閲覧可能な形にして備え置くものとし、そのほかインターネット上で閲覧できるよう法人のホームページに掲載するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

8 規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 22 日（理事会議決）から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護の運営規程を統合、第 9 条、第 12 条～第 14 条を追加、